

米子市個人情報保護条例 現行・改正素案対照表

改正しない部分については[省略]しています。

現行条例	改正素案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることにかんがみ、市の個人情報の取扱いに係る基本原則及び自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理の適正を期するとともに、市民の個人情報を保護し、もって市民に信頼される市政の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p> <p>個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報</p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 [省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者を含む。)</u>をいう。</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報</p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p>

\_\_ 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の主旨を十分に理解し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関及びその職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力

保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

\_\_ 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下「国等」という。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 [省略]

2 実施機関及び実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

3 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（市民の責務）

第4条 [省略]

（事業者の責務）

第5条 [省略]

するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

個人情報取扱事務の名称

個人情報取扱事務の目的

個人情報取扱事務を所管する組織の名称

個人情報取扱事務の対象者の範囲

個人情報の記録項目

個人情報の収集方法

前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は市の職員であった者の人事に関する事務については、適用しない。

## 第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 [省略]

2 [省略]

3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、次の各号に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 実施機関の職員又は国等の職員若しくは役員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するもの

(2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの

(3) 公報、出版、報道等により公にされているもの

一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの

<p>(個人情報の収集の方法及び制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人(以下この項及び次条第1項において「本人」という。)から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>本人以外の者から個人情報を収集することについて、当該本人の同意があるとき。</p> <p>当該個人情報の収集が法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくものであるとき。</p> <p>他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、実施機関が米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>当該個人情報の収集が法令等の規定に基づくものであるとき。</p> <p>前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的</p>	<p><u>前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの</u></p> <p>(個人情報の収集の方法及び制限)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 [省略]</p>
---	---

を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

個人情報<sup>1</sup>の目的外利用等をするることについて、当該本人の同意があるとき。

当該個人情報<sup>1</sup>の目的外利用等が法令等の規定に基づくものであるとき。

当該個人情報<sup>1</sup>が公報、出版、報道等により公にされているとき。

個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

個人情報<sup>1</sup>を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合において、当該個人情報<sup>1</sup>を当該実施機関で収集した目的以外の目的に利用し、又は他の実施機関に提供するとき。

前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。

2 実施機関は、前項(第5号を除く。)の規定により実施機関以外の者に個人情報<sup>1</sup>を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報<sup>1</sup>の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報<sup>2</sup>について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

保有個人情報<sup>2</sup>の目的外利用等をするることについて、当該本人の同意があるとき。

当該保有個人情報<sup>2</sup>の目的外利用等が法令等の規定に基づくものであるとき。

当該保有個人情報<sup>2</sup>が公報、出版、報道等により公にされているとき。

[省略]

保有個人情報<sup>2</sup>を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合において、当該保有個人情報<sup>2</sup>を当該実施機関で収集した目的以外の目的に利用し、又は他の実施機関に提供するとき。

[省略]

2 実施機関は、前項(第5号を除く。)の規定により実施機関以外の者に保有個人情報<sup>2</sup>を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該保有個人情報<sup>2</sup>の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

（個人情報の適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、确实かつ速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。

（委託に伴う措置等）

第10条 実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、当該受託者が講ずるべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、個人情報の保護の

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。）を用いて、保有個人情報を提供してはならない。

（個人情報の適正管理）

第9条 [省略]

2 [省略]

3 [省略]

（委託等に伴う措置）

第10条 実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）又は当該公の施設の管理の業務を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、当該受託者又は指定管理者が講ずるべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

（受託者及び指定管理者の責務）

第10条の2 受託者又は指定管理者は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）又は指定管理者が行う当該公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、

ために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3章 自己情報の開示等

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書(米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている自己の個人情報(第6条第4項の事務に係るものを除く。以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求は、当該自己情報に係る本人(次条第2項、第13条及び第19条第1項において「本人」という。)がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人によりすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

開示請求をする者の氏名及び住所

開示請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

代理人により開示請求をする場合は、その理由

前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を

個人情報保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者若しくは受託者であった者、指定管理者若しくは指定管理者であった者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務又は指定管理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3章 自己情報の開示等

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 [省略]

(開示請求の手続)

第12条 [省略]

2 [省略]

提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている自己情報

— 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの

市又は国若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの

本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの

未成年者の法定代理人により開示請求がされた当該未成年者に係る自己情報であって、

- 3 [省略]

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている自己情報

本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

— 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの

未成年者の法定代理人により開示請求がされた当該未成年者に係る自己情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの

本人以外の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人

開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの

(自己情報の一部開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報を開示するときは、その除いた部分の程度を明示しなければならない。ただし、当該除いた部分の程度を明示することにより、不開示情報を除くことにより保護される権利利益が害されるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報(第13条第1号に規定するものを除く。)が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部及び一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨(一部を開示するときは、開示しない部分及びその理由を

以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの

米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当すると認められるもの

(自己情報の一部開示)

第14条 [省略]

2 [省略]

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報(第13条第1号に規定するものを除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第16条 [省略]

(開示請求に対する措置)

第17条 [省略]

<p>含む。)並びに開示を実施する日時及び場所を 書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部 を開示しないとき(前条の規定により開示請求 を拒否するとき、及び開示請求に係る自己情報 を保有していないときを含む。)は、開示しな い旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及 び理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定 を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理 解され得るものでなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の理由が消滅する時期をあ らかじめ明示することができるときは、その時 期を明らかにしなければならない。 (開示決定等の期限)</p> <p>第18条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開 示決定等」という。)は、当該開示請求があつ た日から15日以内にしなければならない。た だし、第12条第3項の規定により補正を求め た場合にあつては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務 処理上の困難その他正当な理由があるときは、 同項に規定する期間を15日以内に限り延長す ることができる。この場合において、実施機関 は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長後 の期間及び延長の理由を書面により通知しな ければならない。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第19条 開示請求に係る自己情報に<u>国、地方公 共団体</u>及び当該本人以外の者(以下「第三者」 という。)に関する情報が含まれているときは、 実施機関は、開示決定等をするに当たって、当 該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自 己情報の表示その他実施機関が定める事項を書 面により通知して、意見書を提出する機会を与 えることができる。</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれて</p>	<p>2 [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>4 [省略]</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第18条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第19条 開示請求に係る自己情報に<u>国等</u>及び当 該本人以外の者(以下「第三者」という。)に 関する情報が含まれているときは、実施機関は、 開示決定等をするに当たって、当該情報に係る 第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示 その他実施機関が定める事項を書面により通知 して、意見書を提出する機会を与えることが できる。</p> <p>2 [省略]</p>
---	---

<p>いる自己情報を第15条の規定により開示しようとするときは、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	
<p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。</p> <p>当該自己情報を速やかに開示しなければならない公益上の必要があるとき。</p> <p>反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。</p>	<p>3 [省略]</p>
<p>4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示の実施）</p>	<p>4 [省略]</p> <p>（開示の実施）</p>
<p>第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、開示請求者に対し、速やかに、自己情報を開示しなければならない。</p>	<p>第20条 [省略]</p>
<p>2 自己情報の開示の方法については、米子市情報公開条例第14条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>（訂正の請求）</p>	<p>2 [省略]</p> <p>（訂正の請求）</p>
<p>第21条 何人も、自己情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正（追加及び抹消を含む。）を請求することができる。</p>	<p>第21条 何人も、自己情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。</p>

(削除の請求)

第22条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(中止の請求)

第23条 何人も、第8条の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(訂正等の請求の手續)

第24条 第21条の訂正、第22条の削除又は前条の目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

訂正等請求をする者の氏名及び住所

訂正等請求に係る自己情報の部分及びその内容

代理人により訂正等請求をする場合は、その理由

前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第11条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第25条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければな

(利用停止の請求)

第22条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき。

当該自己情報の利用の停止又は消去

第8条の規定に違反して提供されているとき。 当該自己情報の提供の停止

(訂正等の請求の手續)

第23条 第21条の訂正又は前条の利用停止(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

訂正等請求をする者の氏名及び住所

訂正等請求に係る自己情報の部分及びその内容

代理人により訂正等請求をする場合は、その理由

前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等請求の対象となる自己情報は、開示請求決定に基づき開示を受けた自己情報に限るものとする。

3 訂正等請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

4 訂正等請求をする者は、当該訂正等の内容が事実と合致することを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 第11条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第24条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第5項において準用する

らない。ただし、前条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正等請求者に対し、当該決定の内容(訂正等をしない旨の決定であるときは、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

4 第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により理由を通知する場合について準用する。

(訂正等をしない自己情報)

第26条 実施機関は、訂正等請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該自己情報の訂正等をしないものとする。

法令等の規定により訂正等をする事ができないとされているもの

当該実施機関に訂正等をする権限がないもの

前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに正当な理由があるもの

(訂正等の実施)

第27条 実施機関は、第25条第1項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正等請求に係る自己情報の訂正等を行わなければならない。

第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 [省略]

3 [省略]

4 [省略]

(訂正等をしない自己情報)

第25条 実施機関は、訂正等請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該自己情報の訂正等をしないものとする。

法令等の規定により訂正等をする事ができないとされているもの

当該実施機関に訂正等をする権限がないもの

前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに正当な理由があるもの

(訂正等の実施)

第26条 実施機関は、第24条第1項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正等請求に係る自己情報の訂正等を行わなければならない。

(自己情報の提供先への通知)

<p>(手数料等)</p> <p>第28条 自己情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 開示請求者が自己情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該自己情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>第4章 不服申立て (審査会への諮問)</p> <p>第29条 開示決定等又は第25条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、<u>当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>不服申立人及び参加人</p>	<p><u>第27条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(手数料等)</p> <p>第28条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>第4章 不服申立て (審査会への諮問)</p> <p>第29条 開示決定等又は第25条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p><u>不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p><u>不服申立てに係る訂正等の決定等(訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等することとするとき。</u></p> <p>2 [省略]</p>
--	---

開示請求者（その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

当該不服申立てに係る開示決定等について  
反対意見書を提出した者（その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第30条 第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行った上、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は個人情報の適正な取扱いについての助言若しくは指導をすることができる。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第32条 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第30条 [省略]

#### 第5章 雑則

（苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関による保有個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行った上、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2 [省略]

3 [省略]

（国等との協力）

第32条 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

<p>は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>( 施行の状況の公表 )</p> <p>第 3 3 条 市長は、毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>( 出資法人の個人情報保護 )</p> <p>第 3 4 条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>( 適用除外等 )</p> <p>第 3 5 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>統計法 ( 昭和 2 2 年法律第 1 8 号 ) 第 2 条に規定する指定統計を作成するために収集された個人情報</p> <p>統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査により収集された個人情報</p> <p>統計報告調整法 ( 昭和 2 7 年法律第 1 4 8 号 ) の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告 ( 同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。 ) の徴集により得られた個人情報</p> <p>図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報</p> <p>2 他の法令等 ( 米子市情報公開条例を除く。 ) に自己情報の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第 3 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。</p>	<p>( 施行の状況の公表 )</p> <p>第 3 3 条 [ 省略 ]</p> <p>( 出資法人の個人情報保護 )</p> <p>第 3 4 条 [ 省略 ]</p> <p>( 適用除外等 )</p> <p>第 3 5 条 [ 省略 ]</p> <p>2 [ 省略 ]</p> <p>( 委任 )</p> <p>第 3 6 条 [ 省略 ]</p> <p><b>第 6 章 罰則</b></p> <p><b>第 3 7 条 実施機関の職員、実施機関の職員であ</b></p>
--	--

った者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第38条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務又は指定管理業務に関して第37条又は第38条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その受託者又は指定管理者に対しても当該各条の罰金を科する。

第41条 第37条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。